

## 骨粗鬆症について

—骨折を予防し、いきいきとした老後の生活をめざしましょう—



近年人口の高齢化に伴い、骨粗鬆症の患者さんがますます増加している傾向にあります。骨粗鬆症とは、骨の量が減り骨の構造が弱くなった結果、骨折を起こしやすくなった状態で、加齢に伴い、特に女性は閉経を境に生じます。問題点は、大腿骨頸部骨折（足の付け根の骨折）や脊椎圧迫骨折（背骨の骨折）により、痛み、歩行能力の低下、寝たきりになることで、骨折を防ぐことが骨粗鬆症の治療

上最も重要です。予防医学的な立場では、成長期の適切な栄養摂取・運動で最大骨量を増やしておくこと、また、高齢になってからでも適度な運動、日光を浴びること、適切な栄養摂取が重要です。検査では、当院では寝たきりの原因となる骨折好発部位である脊椎（腰椎）と大腿骨の骨量が測定できる最新鋭の骨塩定量測定装置が導入されており、より早期により鋭敏に骨量低下の程度を検査することができます。また、最近話題になっている骨の質を測る骨代謝マーカーとよばれる骨の新陳代謝を血液検査や尿検査で測ることができ、治療の指標としています。治療としては、不足したカルシウムやビタミンを補充する以外に、骨折の発生を予防して骨の質を強くする薬が最近は広く使われるようになってきています。老後を健康でいきいきとすごすためにも、骨粗鬆症への理解を深め、積極的に治療に取り組むことが大事だと思います。骨粗鬆症に関しての疑問や検査、治療に関しては整形外科にお気軽にご相談ください。

# 介護保険について

平成12年4月に介護保険制度が施行され5年が経過し、その間、介護保険制度についての情報が徐々に周知されてきていますが、今一度介護保険について基本的な部分の説明をさせていただきます。

## ◎ 介護保険の対象者とは

65歳以上の人(第1号被保険者) サービスを利用できる人

- 寝たきりや認知症状で入浴、排泄、食事など日常生活動作について、常に介護が必要な状態(要介護状態)と認定された人。

- 掃除、洗濯、買物など身の回りのことが出来ないなど日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)と認定された人。

40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者) サービスを利用できる人

- 初老期における認知症、脳血管疾患などの老化が原因とみられる病気により介護や支援が必要な状態(要介護、要支援状態)と認定された人。

## ◎ 要介護(要支援)状態とは

### ○ 要介護状態

- ・ 身体上または精神上の障害があるために入浴、排泄、食事など日常生活における基本的動作の全部または一部について一定期間(6ヶ月)継続して常時介護を必要とすると見込まれる状態。

### ○ 要支援状態

- ・ 身体上または精神上の障害があるために一定期間(6ヶ月)継続して日常生活を営むことに支障があると見込まれる状態で要介護状態以外の状態。

## ◎ 介護サービスを利用するための手順

### ○ 申請・・・まず介護申請が必要

- ・ 住民登録をしている市町村の担当窓口(伊丹市の場合 介護保険課)に印鑑と介護保険証を持参し申請する。
- ・ 本人や家族が申請できない場合は、指定居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらう事もできます。  
なお、現在伊丹市の場合、病院入院中の対象者の場合、退院目途などが決まっていないと申請を受け付けてくれない状態です。

### ○ 調査・・・心身の状態を調査します。

- ・ 家庭訪問・・・市町村の担当者や委託された介護支援専門員(ケアマネージャー)などが家庭訪問または病院訪問し、心身の状態などを調査します。結果はコンピュータにより公平な判定がされるようになっていきます。
- ・ 意見書・・・主治医が病気や負傷の状態などをまとめた意見書を提出します。(市町村により直接主治医に郵送、主治医は記入後直接市町村に返送)

### ○ 審査・・・どのくらいの介護が必要か審査します。

- ・ 調査の判定結果や訪問調査による特記事項、医師の意見書などをもとに介護認定審査会でどのくらいの介護を必要とするかの区分(要介護度)を決めます。

### ○ 認定・・・申請から30日以内に要介護度を決定・通知(若干遅れる場合有り)

### ○ 要介護・要支援の区分・・・介護認定審査会により認定され要支援、要介護1～要介護5の6段階に区分されます。

なお、要介護認定については更新が必要・・・原則として6ヶ月、ただし有効期限内に心身の変化が生じた場合変更申請が可能。

### ○ 介護サービス計画(ケアプラン)の作成・・・利用者にあったサービス計画を作成します。

- ・ 自分に合った介護サービスを利用するために居宅介護支援事業者に介護サービス計画の作成を依頼。(依頼する事業者と契約を結び市町村へ届け出る。)居宅支援事業者の専門家(介護支援専門員・ケアマネージャー)が一人ひとりの状態に合わせた介護サービス計画を作成します。

介護保険施行後5年が経過し、見直し時期となり、本年6月介護保険法等の一部を改正する法律が国会で可決、成立、来年4月より実施されます。介護保険等に関し不明な点・詳細などにつきましてはお気軽に地域医療室までご相談ください。

# 新規導入された全自動細菌検査システムについて

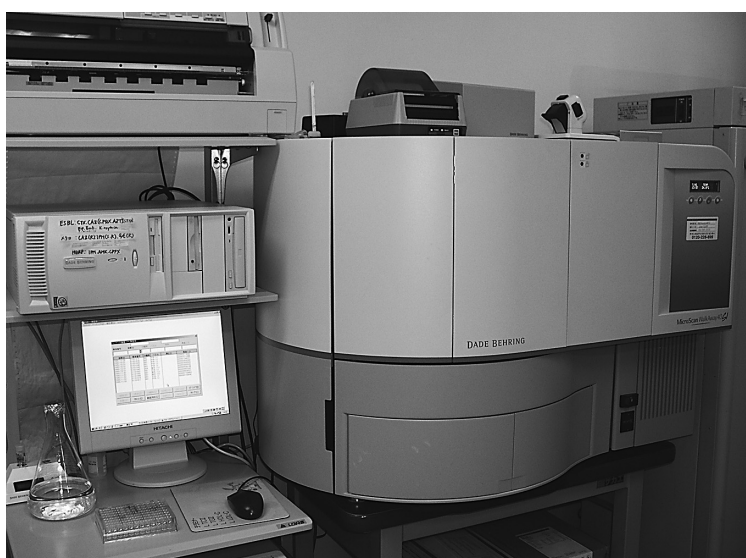
私たち人間の生存環境中には、無数の微生物が生息しています。

これらの微生物のなかには、人間に対して病原性を持つものもあれば人間の生活になくてはならない物、あるいは普段は人体に害を及ぼさず人体に住み着いているものなど様々なものがあります。

今回紹介する、全自動細菌検査システムは人間に対して害のある細菌、あるいは普段は影響を及ぼさないが体力が衰え免疫力が低下すると害を及ぼす細菌を見つけ出し、その細菌に対して数十種類の薬剤からどの薬剤がもっとも効果があるかを選択するシステムです。

このシステムにより感染症の起炎菌などを従来よりも迅速に、正確性・再現性が高く、臨床医にデータ提供しています。

医療技術部臨床検査



## 女性総合外来のご案内

当院では、女性医師による「女性総合外来」を行っております。何か自分の体や病気のことで心配のある女性、悩みのある女性、一度受診をされてはいかがでしょうか。

- 診察日時 毎週木曜日、午後2時から4時、完全予約制（1人30分）
- 申込み方法 総合案内で直接お申込みいただくか、電話の場合は、平日の午後1時から4時まで女性総合外来（072-777-8320）で受け付けております。

## 看護師の専門分野有資格者紹介⑤

看護師の資格を持ちながら、さらに専門分野の認定を受け活躍している看護師をシリーズで紹介します。

### がん化学療法認定看護師 矢野 啓子

日本看護協会研修学校で6ヶ月間の教育を受けたあと、試験により認定されます。国内の認定看護師116人の1人です。業務内容は、病院内でがん化学療法を安心して受けられる様に調整、直接ケアを行います。

## 人間ドックのご案内

当院で定期的に人間ドックをご利用いただきますと検診データの蓄積により、担当医の指導内容的確なものとなります。また、要精密検査や要治療となった場合でも、当院での早期治療の体制が整っており、その検診データを有効に利用できます。

ご自身の健康管理のために、年に一度の人間ドックの受診をお勧めいたします。

ご利用にあたっては、伊丹市の国保加入者の方には、2分の1から最高4分の3までの助成制度があり、また、健康保険組合の方も助成制度がありますので、内容等をご確認の上お申し込みください。

- お申し込みは、1階人間ドック受付に直接していただくか、ご利用予定1週間前までに電話でお申し込みください。電話番号 072-777-3773（内線2583または人間ドック担当）
- 各コースの利用料金は次のとおりです。

①1泊2日のホテル泊	昼・夕食付き	63,000円（消費税込み）
②0泊2日の日帰り	昼食付き	47,000円（ 〃 ）
③日帰り（午前中で終わります。）	軽食付き	38,000円（ 〃 ）

医師の人事異動が下記のとおりありましたのでお知らせします。

採用（17年11月1日）

内科副医長 北田 学利

退職（17年11月1日）

内科医長 土井 喜宣